

# 審 査 基 準

令和元年12月1日作成

法 令 名： 道路交通法施行規則
根 拠 条 項： 第30条の13第1項
処 分 の 概 要： 運転経歴証明書の再交付
原権者（委任先）： 福岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法施行規則第30条の13第2項 （運転経歴証明書の再交付の申請）
審 査 基 準：
標準処理期間： ○ 自動車運転免許試験場 ..... 即日 ○ 警察本部運転免許管理課及び警察署 ..... 15日間
申 請 先： 警察本部運転免許管理課、自動車運転免許試験場又は警察署 の交通担当課
問 い 合 わ せ 先： 警察本部運転免許管理課(092-641-4141 内5316) 警察本部運転免許試験課自動車運転免許試験場又は警察署の 交通担当課
備 考：